

標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

- 第1条** (適用範囲) 本約は、旅行業者と旅行者の間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところにより、この約款にない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当約款にない事項は、一般に旅行者の間にない範囲でより特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (適用の範囲)
- 第2条** この約款で「募集型企画旅行」とは、当社は、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び行程、旅行者の提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が負担する費用及び旅行代金を定める募集型企画旅行契約の締結を目的として実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行する、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 本約は「通信販売」とは、当社が、当又は当社の募集型企画旅行を当社が代理して販売する当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会社との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に係る権利及び義務が、当提携会社を通じて権利が行使されるべき日以前に別記の提携会社のカード会員規約に基づき行使されることについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- 4 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金を支払又は払戻権を行使すべきをいいます。
- (旅行代金の払戻)
- 第3条** 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社が定める旅行日程に従って、運送・宿泊等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることにより、手続し、旅程を管理することを引き受けず。
- (乗客の責任)
- 第4条** 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、補助に全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者若しくは業者と共同して行うその他の旅行者を含むこととなります。

第2章 契約の締結

- (契約の申込み)
- 第5条** 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定申込書（以下「申込書」といいます）を申込書の記入の上、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に通信販売の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次項において「募集型企画旅行の条件」といいます。）を申込書に記載し、当社に提出し、旅行代金を第1項の申込書、旅行代金は取消料若しくは取消料の一部として取り扱います。
- 3 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくべき。このとき、当社は可能な範囲内でその配慮を行います。
- 4 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とし。
- (電話等による予約)
- 第6条** 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者の申込みを承諾し、この申込みが有効となる。当社は、当社が予約の承諾を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出し又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書と申込金を提出したときは、会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の趣旨は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 3 旅行者が第1項の期間内に申込書を取り戻さない場合は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (契約締結の拒否)
- 第7条** 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 1 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - 2 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - 3 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 4 通信販売の締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効であって決済できないとき。
 - 5 旅行者が、暴力団関係団体等、暴力団関係者、暴力団関係企業又は会館等その他の反社会的勢力であると認められたとき。
 - 6 旅行者が、当社に対し暴力的な要求行為、不当な要求行為、原則に罰則を有する言動若しくは暴力を用いた行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
 - 7 旅行者が、粗悪な言動、侮辱を伴った言動を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。
 - 8 その他当社の業務上の都合があるとき。

第3章 契約の変更

- (契約の変更)
- 第8条** 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込書を受領した後に成立するとともに、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した後に成立するとともに、
- (契約内容の変更)
- 第9条** 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付します。
- 2 当社は、募集型企画旅行契約の締結後に発生し得る旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲内（前項の契約書に記載する範囲内）において、
- 第10条** 前条第1項の契約書において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載していないときは、当該契約の締結後、運送若しくは宿泊機関の名称を限定し列挙した上で、当該契約書に交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以前に募集型企画旅行契約の申込みがあった場合であっては、旅行開始日より30日以内の募集型企画旅行日程の変更を確定された募集型企画旅行日程（以下「確定された募集型企画旅行日程」といいます。）と変更することができます。
- 2 前項の申込みにおいて、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定された内容であっても、当社は迅速かつ適切に対応をします。
- 3 第1項の確定された内容を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手続し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書に記載する範囲として決定されます。
- (修正された技術を利用する方法)
- 第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書又は確定された内容、情報提供の技術を利用する方法により当該募集型企画旅行契約（以下「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に自動的にファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の提供をするのに限り）に記載事項を記録し、旅行者が当該記載事項を閲覧したことを確認します。
- 第12条** 旅行者は、旅行開始日までの契約書に記載する期日までに、当社に対し、契約書に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないとします。
- 2 通信販売の締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の広票への署名をなして契約書に記載する金額の旅行代金の支払いを行います。また、カード利用日は契約開始日より決めます。

第4章 契約の解除

- (契約内容の変更)
- 第13条** 当社は、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の天、官公署の命令、当初の運送計画にない運送サービスの提供その他の旅行者に支障を及ぼす事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るため必要と認めるときは、旅行者あらかじめ同意した範囲内において、運送計画の変更を行います。変更の趣旨を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (旅行代金の払戻)
- 第14条** 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける旅行代金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい価格変動の発生等により、募集型企画旅行の利益の減少に顕著な影響を及ぼすことがあり得たときと公認されている適用運賃・料金に比べて、適用運賃・料金の大幅な増減が生じた場合又は顕著な増減が生じた場合において、当社は、その増減又は減少した金額の範囲で旅行代金を増減し、又は減少することとなります。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増減するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に、
- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額が大きすぎるときは、前項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更による費用にのみならず、旅行の実施に要する費用）の増加が生じた場合（費用の増加、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていることによる場合を含みます。）で、当該契約内容の変更の際にその増加による旅行代金の増減を変更することがあります。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金の負担をいかに募集型企画旅行契約において、募集型企画旅行契約の成立後に発生した事由によらず当該利用人員が変更されたときは、契約書に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
- (旅行者の交替)
- 第15条** 当社が募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
- 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得た時点で効力を発生するものとし、以後、旅行者の上記譲渡は譲渡した旅行者の承諾を得ずして、旅行者が当該募集型企画旅行に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。
- (旅行者の乗換)
- 第16条** 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の広票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受け付けます。
- 2 旅行者は、次に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除するときは、旅行者は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 1 当社により契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄（左欄）に掲げられるその他の重要なものであることと限りません。
 - 2 第14条第1項の規定に基づき旅行代金を増減したとき。
 - 3 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の天、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれがあるとき。
 - 4 当社が旅行サービス提供の期日までに確定運賃を支払わなかったとき。
 - 5 当社が旅行サービス提供の期日までに確定運賃を支払ったにもかかわらず、旅行者が旅行代金を支払ったにもかかわらず、旅行者の責任に帰する事由により、契約書に記載した旅行日程に従って旅行の実施が不可能となったとき。

- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責任に帰する事由により契約書に記載する旅行サービス提供を受けることができなくなったときは、当社は旅行者の責任に帰して、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行者サービスの当該契約を中止することができる部分の契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、当社は、旅行開始日の前日までに旅行の当該変更を行うことができる部分の契約を解除し、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差引したものを旅行者が負担します。
- (毎日の旅行代金の払戻)
- 第17条** 当社は、次に掲げる場合において、旅行者が理由を説明して、旅行開始前募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 1 旅行者が当社が明らかに明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - 2 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - 3 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 4 旅行者が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - 5 旅行者の数が募集型企画旅行に必要な旅行人員に達しなかったとき。
 - 6 旅行代金の支払期日までに旅行代金を支払ったにもかかわらず、旅行者が旅行代金を払戻し要求するもの（以下「払戻し要求」といいます。）を提出したとき。
 - 7 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の天、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれがあるとき。
 - 8 旅行者の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 9 旅行者が第7号までから第9号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 旅行者が第1項第1項の契約書に記載する期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないとします。
- 3 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、海外旅行にあつては13日（日曜日を除く）以内（以下「3日以内」といいます。）に、国内旅行にあつては23日（日曜日を除く）以内に旅行者に取消料を返金するもの（以下「3日以内」といいます。）に当たる日以前に、旅行者を中止する旨を旅行者に通知します。
- (旨の解除後旅行開始後の解除)
- 第18条** 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行開始後募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 1 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行者の継続し耐えられないと認められたとき。
 - 2 旅行者が旅行の安全かつ円滑な実施するための係員その他の旅行者による当社の指示に従わず、これらの指示に従わない他の旅行者に対する旅行サービス提供の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 3 旅行者が第7号までから第9号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 4 天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の天、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の継続し耐えられないと認められたとき。
- 2 当が前項の規定に基づき募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の関係は、将来にわたっての義務を免除すること。この場合において、旅行者が旅行者との関係を変更した旅行者に支障を及ぼすおそれがあるときは、旅行者が責任を負います。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金の他の旅行者がすでに提供を受けた他の旅行者サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行者サービスに対する取消料、違約料その他の金額を差し引いたものを旅行者が負担し、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差引したものを旅行者が負担します。
- (旅行代金の払戻)
- 第19条** 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金を増減された場合は、前条第3項の規定により募集型企画旅行契約を解除した場合において、旅行者に対し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に、募集型企画旅行契約を解除した日から起算して7日以内に、当該募集型企画旅行契約の解除による払戻しを受けてはならないとします。
- 2 当社は、旅行者に通信販売の締結した場合は、第14条第3項から第5項までの規定において、旅行者に対し払戻すべき金額を決定し、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始日の前日までの払戻し要求を提出した旅行者に対し、当該金額を払い戻すこととします。
- 3 前項の規定は第7号までから第9号までの規定による限り、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 4 前項の規定は第7号までから第9号までの規定による限り、旅行者が損害賠償請求権行使権行使することを行わないものとします。
- (契約解除後の帰路手配)
- 第20条** 当社は、別表第1第1号又は第4号の規定による旅行者の募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の帰路に必要とする費用を旅行者の手配するものとします。
- 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行者に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

- (団体・グループ契約)
- 第21条** 当社は、同じ旅行を同時に行われる旅行者その他の責任ある代表者（以下「本契約責任者」といいます。）を定め、申し込み募集型企画旅行契約の締結については、本契約責任者が代表して契約を締結することとなります。
- (契約責任者)
- 第22条** 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する代理権を有し、本契約責任者は、当該団体・グループにおける旅行サービスの取消又は、当該契約責任者の間でいいます。
- 2 契約責任者は、当社が認めずして、構成者の名簿を当社に提出しなくてもかまいません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者として現れ、又は将来発生し得る損害又は賠償の責任を負うことについて、構成者の同意を得なければなりません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においても、あらかじめ契約責任者が選定した構成者2名を旅行者とみなします。
- (旅程管理)
- 第23条** 当社は、旅行者の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる義務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる約款を締結した場合は、当該約款の規定を優先します。
- 1 旅行者が旅行サービスを受けようとするサービスを受けようとするため必要な措置を講ずるものとします。
 - 2 旅行者が旅行サービスを受けようとするサービスを受けようとするため必要な措置を講ずるものとします。
- (当社の指示)
- 第24条** 当社は、旅行開始後旅行者2名までの間に限り、団体行動を行うときは、旅行者を安全かつ円滑な実施するための当社の指示に従わなければならないとします。
- (当社の義務)
- 第25条** 当社は、旅行の内容により派生する他の責任を第23条各号に掲げる業務若しくは当該募集型企画旅行に付随して当社が必要とする業務の全部又は一部を合わせることとなります。
- 2 前項の派生する他の責任が同様の業務に従事する時間と認めるときは8時から20時までとします。
- (保護措置)
- 第26条** 当社は、旅行者中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な保護措置を講ずるものとします。この場合において、当該保護措置を受ける旅行者によるものとは、当該保護を受ける費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指する期日までに当社の指する方法で支払わなければならないとします。

第6章 旅行代金の払戻

- (当社の責任)
- 第27条** 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づき配分を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、旅行者の責任を負います。ただし、損害発生の日以前から起算して2年以内の当社に対し通知があったときと限りません。
- 2 当社は、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の天、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、旅行者の責任を負います。この場合において、当該保護措置を受ける旅行者によるものとは、当該保護を受ける費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指する期日までに当社の指する方法で支払わなければならないとします。
- (特別措置)
- 第28条** 当社は、前条第1項の規定に基づき旅行者が責任を負うこととを問わず、別表第2欄に定める範囲で定めるときは、旅行者が募集型企画旅行に参加するに生命、身体又は手続の損害に被った一時的損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 2 前項の損害賠償について当社が前条第1項の規定に基づき責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償額の限度については、旅行者が支払うべき前回の補償金は、当該損害賠償額とみなします。
- 3 前項に規定する補償金において、第1項の規定に基づき損害賠償額は、当が前条第1項の規定に基づき支払うべき損害賠償額（前項の規定により損害賠償額とみなされた補償金を含む。）に相当する額だけ増額するものとします。
- 4 当社の募集型企画旅行契約の履行に当たって、明細の旅行代金を取得して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行の内容の一部として取り扱います。
- (旅程管理)
- 第29条** 当社は、別表第2上欄（左欄）に掲げる旅行内容の重要な変更（次の各号に規定する変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を受けることについて）にかかわらず、運送・宿泊機関等その他の施設の不備が生じたことによるものを含みます。）を請求する場合は、旅行者の生命又は健康に支障を及ぼすおそれがあるときは、旅行者が旅行代金を返還する旨の請求をするものとします。この限りではありません。
- 1 旅行開始の事由による変更
 - 2 運送
 - 3 宿泊
 - 4 旅行参加者の生命又は健康に支障を及ぼすおそれがあるときは、旅行者が旅行代金を返還する旨の請求をするものとします。

- 代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の上限が、1,000円未満であるときは、旅行者1名の変更補償金を支払いません。
- 3 当が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更により当社に別表第2上欄の1項の規定に基づく損害が発生するところがある場合は、旅行者は当該変更に係る変更補償金と当該変更による損害を相殺することができます。この場合、当社は、同項の変更に係る変更補償金の額と旅行者が返還する変更補償金の額とを相殺した額を支払います。
- 第30条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償する責任を負います。
- 2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報若しくは旅行者の提供その他の募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすようなもの（以下「支障」といいます。）を提出してはならないものとします。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、万が一契約書と異なる旅行サービスが提供された認識したときは、旅行開始後において速やかにその旨を当社、その手配旅行者又は当該旅行サービス提供者等に申し出なければなりません。

第7章 旅行代金の払戻 (旅行業協会の保証社員である場合)

- (旅行業協会保証金)
- 第31条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シティビル）の保証社員であります。
- 2 当社が募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引により生じた債権に限り、前項の一般社団法人全国旅行業協会が提供した旅行業協会保証金から、債権に優先して弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業協会第9条第1項の規定により、一般社団法人全国旅行業協会が旅行業協会保証金の担保金を提供しておりますので、別表第7上欄1項に基づく営業保証金は発生しません。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料	区 分	取 消 料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
	ハ 旅行開始日の前日（解除する場合を除く。）	旅行代金の40%以内
	ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(2) 貨物航空機を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。

(2)本表の適用については、別表第2欄に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した時、以降をいいます。

別表第2 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
(1) 本邦内出国又は最寄り時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日の前日（解除する場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の15%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ニ 旅行開始日の前々日（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貨物航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日（解除する場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日（解除する場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ホ 旅行開始日の前日（解除する場合を除く。）	旅行代金の100%以内
(3) 本邦内出国及び海外旅行に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	
(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(2)本表の適用については、旅行開始日とは、別表第2欄に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した時、以降をいいます。	

別表第2 変更補償金 (第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	旅行開始日	旅行回数
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は運賃の別、料金その他の変更（変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより高い場合に限ります。）	1.0	2.0	
4 旅行開始日の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直接往復の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9 前号に掲げる変更のうち、契約書面のツアー・タイトル中に記載がある事項の変更	2.5	5.0	
注1 「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より以降に旅行者に通知した場合をいいます。			
注2 確定運賃を交付した場合には、「契約書面」とあるのを「確定運賃」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の旅行内容と確定運賃の記載内容との間又は確定運賃の記載内容と実際に提供された旅行内容との間をいいます。また、それ以外の変更については、それぞれの変更につき1件として取り扱います。			
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊機関の利用に伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。			
注4 変更を伴う運送機関の会社名の変更については、等級又は設備よりも高いものへの変更を伴う場合は適用しません。			
注5 第1号又は第7号では第8号に掲げる変更が1事業者が変更し、1泊の中で複数回の発生となるときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。			
注6 第5号に掲げる変更については、1日1回から8回までの発生を適用し、第9号に上ります。			

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
合同会社 旅研究所
〒111-0032 東京都台東区浅草 2-7-13
Tel:03-5811-1780

東京都知事登録旅行業第2-7600